



法改正情報

育児休業給付金の支給率の引き上げ！(H26.4.1 施行)

育児休業給付金は、平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する育児休業から、育児休業を開始してから 180 日目までは、休業開始前の賃金の 67% となります。
(181 日目からは、従来通りの休業開始前賃金の 50% 支給となります。)



50%→67%

(開始から 180 日目まで)

教育訓練給付金の拡充！(H26.10.1 施行)

キャリア形成を支援するため、厚生労働大臣が指定する講座を受けた場合の給付金額が増加します。

<対象者>

雇用保険被保険者の期間が 2 年以上ある方

<給付額>



受講費用の 2 割
上限：10 万円



受講費用の 4 割
(資格取得が就職に結びつくと +2 割)
上限：48 万円/年 (原則 2 年)

* 平成 24 年度の厚生労働省「能力開発基本調査」によると、正社員では 47.7%(前回 43.8%)、正社員以外では 22.1%(前回 19.3%) が自己啓発を行っており、その割合は昨年度と比べて、正社員、正社員以外ともに上昇しています。

しかしその一方で、「費用がかかりすぎる」を 34.4%(前回 33.6%) の人が挙げています。

今回の教育訓練給付金の拡充により従業員の自己負担金が軽減されるので、会社としても従業員の自己啓発を支援する制度を整えてはいかがでしょうか。

SATO'S
NEWS
LETTER2014 年 5 月号
(No.57)

CONTENTS

- 法改正情報P.1
- 助成金情報P.2
- 労務トラブル Q&AP.3
- 人事労務ニュースP.3
- 企業 PR コーナー
「スカイクリーニング様」・P.4
- SATO'S INFOP.4

5 月の社会保険労務と税務

10 日

- 一括有期事業開始届
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

31 日

- 健保・厚生保険料納付
- 自動車税の納付
- 3 月決算法人の確定申告・9 月決算法人の中間申告

※児童福祉週間(5 日～11 日)

職場意識改善助成金(テレワークコース)が
新設されました！



労務トラブル Q&A 「転勤に応じられないことを理由として退職する従業員の離職手続き」

Q.

このたび地方にある営業所を閉鎖することになり、営業所に勤務する従業員には転勤を伴う他の営業所への異動辞令を出しましたが、そのうち 1 名が通勤困難を理由として退職することになりました。

この場合、雇用保険の離職手続きではどのようなことに注意すればよいでしょうか？

A. 転勤に応じられない従業員に対し、会社から退職を強要したかどうかが重要です。強要した場合は会社都合退職となります。強要ではなく本人からの申し出であれば、自己都合退職となりますが、その場合でも、雇用保険では特定理由離職者に認定されて失業給付の受給が有利になる可能性があります。

○特定理由離職者に認定される場合

「『正当な理由』のある自己都合により離職した者」は特定理由離職者に認定される場合があります。この正当な理由として次の様な「通勤不可能又は困難となったこと」があり、通常通勤の往復所要時間がおおむね **4 時間以上** となった場合です。

- ①結婚に伴う住所変更
- ②事業所の通勤困難な地への移転 等

○特定理由離職者の優遇点

特定理由離職者は一般の離職者に比べて下記の点で優遇されます。

- ①被保険者期間が離職以前 1 年間で 6 か月以上あれば受給資格が得られる。
- ②給付制限期間がない。
- ③給付日数が解雇等のものと同じになることがある。

この優遇制度は H26.3.31 までの暫定措置でしたが H26.4.1 以降も 3 年間延長になりました。

特定理由離職者に該当するか否かは、会社からの離職手続きだけでなく、離職者の受給資格確認時に総合的に判断されます。そのため、会社としては離職手続き時に転勤辞令や、転勤先の所在地情報、離職者の通勤経路にかかる時刻表などの資料を提出する必要があります。

今回のような場合、会社と従業員の間でトラブルになる事があります。会社側は「本人から転勤できないので退職の申し出があった」と思い込み、従業員は「転勤できないから辞めさせられた」と不満に思うケースがあるからです。この様なトラブルを回避するためにも、**退職時にどういう経緯で退職となるか労使双方で合意しておくこと**が大切です。



人事労務ニュース

2014 年春闘の賃上げは 16 年ぶりに 7,000 円超

経団連が 2014 年春闘の妥結結果(第1回集計)を発表し、定期昇給とベアを合わせた組合員平均の賃金(月給)引上げ額が 7,697 円となり、16 年ぶりに 7,000 円を超える賃上げとなったことがわかった。賃上げ率前年の賃金に対する賃上げ額の比率)は 2.39%となり、15 年ぶりに 2%台となった。

完全失業率が 3.6%に改善

総務省が 2 月の完全失業率を発表し、3.6%(前月比 0.1 ポイント改善)と 6 年 7 カ月ぶりの低水準となったことがわかった。また、厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は 1.05 倍(同 0.01 ポイント上昇)で、15 カ月連続で改善された。



企業 PR コーナー「スカイクリーニング様」

飲食店や職場の制服、コンパニオンの衣装など様々なユニフォーム類はもちろんのこと、ベッドカバーやシーツなどのホテルリネンや、美容室・エステサロン向けタオルなど、様々なものをクリーニングしています。

病院の白衣や化学薬品工場の制服、食品工場の作業着等、衛生面に細心の注意が必要なユニフォームも安心してご依頼いただけます。

また、新工場設立に伴い、機械の導入によって今まで以上の業務を正確かつ迅速にこなすことができます。



綺麗で丁寧、安心なクリーニングはスカイクリーニングにお任せ下さい。

- 汚れのタイプを見分け、最適な技術で新品同様の仕上りにします。
- 大型の洗い機からシミ抜き用の小型機械まで、専門分野に合わせた設備を導入。
- クリーニング全てを自社工場で、お客様の要望をスピーディーに現場に生かし、日々気配りを忘れません。

有限会社 スカイクリーニング

〒731-4231 広島県広島市安芸区阿戸町 6384-3
TEL: 082-856-0330



SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

☆お問合わせ、お申込みは弊社まで

サトー主催「コミュニケーションスキルUP研修」

ビジネスコミュニケーションに求められるマインドとスキルを習得して自立型社員をめざします！

* 自分らしさを活かし、自信を持って行動するための「強み診断」付 *

■日程:平成 26 年 5 月 17 日(土)または 5 月 21 日(水)10:00~17:00 ■場所:社会保険労務士法人サトー会議室

■費用:参加者 2 名様まで 12,960 円/1 名 3 名以上 10,800 円/1 名 ■講師:小方昌子

☆詳細はこちら <http://www.sato-co.jp/20140517/>

「医療・福祉業界限定！課題解決セミナー」

【セミナーコンテンツ】 ☆各専門家による無料相談会も同時開催

- ・最近の医療過誤事例からみる要注意ポイントと対策
- ・インターネットをめぐる最新トラブル事例と労務管理
- ・メディアミックスで人材採用・来院数増加企画のご案内

■日程:平成 26 年 5 月 15 日(木)13:30~17:30

■費用:無料(定員 40 名様)

■協賛:広島経営革新グループ

・相続税の改正と対策ポイント

・シフト管理と給与人事システムのご紹介

・平成 26 年度診療報酬改定とその対応策

■場所:TKP ガーデンシティ広島 3 階 ブルーダイヤ

■主催:株式会社オービックビジネスコンサルタント

☆詳細はこちら <http://www.obc.co.jp/iryou>

「第 34 回合同勉強会」

■テーマ:契約を巡る注意点

【第 1 部】①契約の概念と契約の種類 ②契約を巡るトラブル事例 ③有効な契約を適切に結ぶポイント

【第 2 部】弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する 5 分間トピックス

■日時:平成 26 年 5 月 26 日(月) 14:00~16:30 頃まで

■会場:NTTクレド白島ビル 2 階 会議室(広島市中区東白島町 14-15)

■費用:無料

☆詳細はこちら <http://www.sato-co.jp/20140526/>

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00~18:00

電話:082(546)2080 FAX:082(546)2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00~18:00

電話:03(5829)8982 FAX:03(5829)8983